

大阪広域水道企業団議会傍聴規則をここに公布する。

平成23年 7 月 25 日

大阪広域水道企業団議会

議長 星原 卓次

大阪広域水道企業団議会規則第 2 号

大阪広域水道企業団議会傍聴規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第 3 項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第 3 条 一般席の傍聴人の定員は、30人とする。

(傍聴券等の交付)

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴の手続及び傍聴券)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を受付名簿に記入しなければならない。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、会議を傍聴することができる。

(傍聴証)

第 6 条 傍聴証は、報道関係者で会議を傍聴しようとする者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された日に限り、会議を傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

第 7 条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第 8 条 傍聴人は、係員からの要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第 9 条 傍聴券又は傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の再入場の制限)

第10条 法第130条第 1 項の規定に基づき、議長から退場させられた者は、当該退場させられた日の当該会議が継続している間、傍聴席に再び入場することができない。

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はち巻、ゼッケン、ビラ、垂れ幕の類の物を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) カメラ、録音機、ビデオカメラ、パーソナルコンピュータの類の物を携帯している者。ただし、第14条の規定により、撮影又は録音等することについて議長の許可を得た者を除く。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明し、又は示威的行為をしないこと。
- (2) 帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (3) 携帯電話等音声を発する機器は、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録音、録画等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により許可を得た者が撮影し、又は録音しようとするときは、交付を受けた許可証を着用しなければならない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第16条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。